

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	太子町地域公共交通会議
住 所	大阪府南河内郡太子町 大字山田 88 番地
代 表 者 氏 名	会長 猪井 博登

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 年 月 日

(名称) 太子町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

太子町においては、これまで富田林市内（喜志駅）へ通じる幹線交通である喜志循環線と河南町大宝地区（阪南ネオポリス）への幹線交通も含めて、金剛自動車(株)によるバス運行が行われていた。これらの幹線交通は町域内のコミュニティバスにより構成される公共交通機関網と接続しており、大阪市内やその他市町村への通勤・通学やPL病院や富田林病院、買い物施設など町民の日常生活機能を担うなど、車を交通手段としない住民を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能していた。

しかし、令和5年12月20日に金剛自動車(株)によるバス事業が廃止となり、富田林市内（喜志駅）及び河南町大宝地区へ通じる幹線交通について路線を維持するため、協力事業者である近鉄バスにより路線の維持を行うこととなった。

それぞれの実施主体・費用負担については行政となるため、以前に比しての行政負担の増加が見込まれる中、町民の通勤・通学、通院、買い物を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していくことが必要となる。

そのため、地域公共交通確保維持事業により喜志循環線及び阪南線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

- ・喜志循環線・阪南線の利用者数を 640 人/日（現況値の推計 640 人/日）とする。
- ・喜志循環線・阪南線の収支率を 29%（現況値の推計 29%）とする。
- ・喜志循環線・阪南線の公的資金投入額を 113,500 千円/年（現況値の推計 113,500 千円/年）とする。

（太子町地域公共交通計画 P53・54 参照）

(2) 事業の効果

路線を維持することにより、住民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・交通事業者の事業廃止による代替交通について、地域にあった地域公共交通網に再編の検討を行う。(太子町)
- ・利用状況やニーズに合わせ、より利便性、効率性、持続性を向上させていくことを目的に、ダイヤやルートの見直し等を継続的に検討する。(太子町)
- ・バス停の屋根・ベンチ等の修繕、利用状況に合わせた整備等を推進する。(太子町)
- ・スマートフォン等を用いたキャッシュレス決済の導入を検討する。(太子町)
- ・バス停の案内表示や住民へ周知する公共交通情報等について、より分かりやすい情報を発信する。(太子町)
- ・公共交通の利用促進や外出を促すイベント、町が実施するイベントでのバス活用、教育機関と連携したモビリティ・マネジメント教育の推進、利用促進に資する事業を検討する。(太子町)
- ・地域公共交通に協賛する個人や法人・団体に対して、地域公共交通サポーター制度の導入を検討する。(太子町)
- ・観光施設等のバス停での公共交通案内充実、観光施設等ホームページでの案内充実、公共交通を活用した周遊観光を推進する。(太子町)
- ・商業施設と連携したイベント等を検討する。(太子町)
- ・運転免許返納者への特典制度を構築する。(太子町)

(太子町地域公共交通計画 P41～52 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

【地域間幹線系統】

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る2路線（喜志循環線、阪南線）について、その運行に係る費用総額 113,500 千円のうち、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会の負担額については、運行収入及び国庫補助金等を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

表2を添付。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・OD調査や実績集計をもとに地域公共交通会議、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会で評価を実施。
- ・利用者アンケートを実施。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

太子町

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

＜喜志循環線(近鉄バス)＞

(1) 交通系 IC カード対応

①取組内容

交通系 IC カードの利用可能により利用促進を図る。

②実施主体

近鉄バス

③実施時期

令和5年12月21日～

(2) スマートフォンアプリ「ミライロ ID」の取扱い

①取組内容

スマートフォンアプリ「ミライロ ID」携帯画面をご提示いただくことにより、身体障がい者手帳および療育手帳を提示いただく場合と同様の割引を適用することで利便向上を図る。(普通旅客運賃5割引)

②実施主体

近鉄バス

③実施時期

令和5年12月21日～

＜阪南線(近鉄バス)＞

(1) 交通系 IC カード対応

①取組内容

交通系 IC カードの利用可能により利用促進を図る。

②実施主体

近鉄バス

③実施時期

令和5年12月21日～

(2) スマートフォンアプリ「ミライロ ID」の取扱い

①取組内容

スマートフォンアプリ「ミライロ ID」携帯画面をご提示いただくことにより、身体障がい者手帳および療育手帳を提示いただく場合と同様の割引を適用することで利便向上を図る。(普通旅客運賃5割引)

②実施主体

近鉄バス

③実施時期

令和5年12月21日～

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

※該当なし

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和 5 年 9 月 19 日（第 1 回）
金剛バスの路線運行廃止に係る報告、計画の策定について説明
- ・ 令和 5 年 10 月 24 日（第 2 回）、令和 5 年 11 月 9 日（第 3 回）
金剛バスの路線運行廃止後代替路線にかかる太子町地域公共交通運行計画（案）
について議論
- ・ 令和 5 年 11 月 15 日（第 4 回）（書面開催）
代替路線にかかるダイヤ案の提示、意見聴取
- ・ 令和 6 年 2 月 5 日（第 5 回）
太子町地域公共交通計画（骨子案）について議論
- ・ 令和 6 年 2 月 29 日（第 6 回）
太子町地域公共交通計画（素案）について議論
- ・ 令和 6 年 6 月 3 日（第 1 回）
太子町地域公共交通計画のパブリックコメント結果を踏まえた（案）について議論

19. 利用者等の意見の反映状況

町のホームページ、広報紙にて本計画に関する意見を募集した。結果、19 件の意見があり、文言表現の修正（1 箇所）を行った。意見の内施策に関するものは、地域公共交通計画を推進する中で利用状況やニーズに合わせ具体的に検討することとなった。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 大阪府南河内郡太子町大字山田 88

（所 属） 太子町 政策総務部 秘書政策課

（氏 名） 西本武史

（電 話） 0721-98-5531

（e-mail） hisyo@town.osaka-taishi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

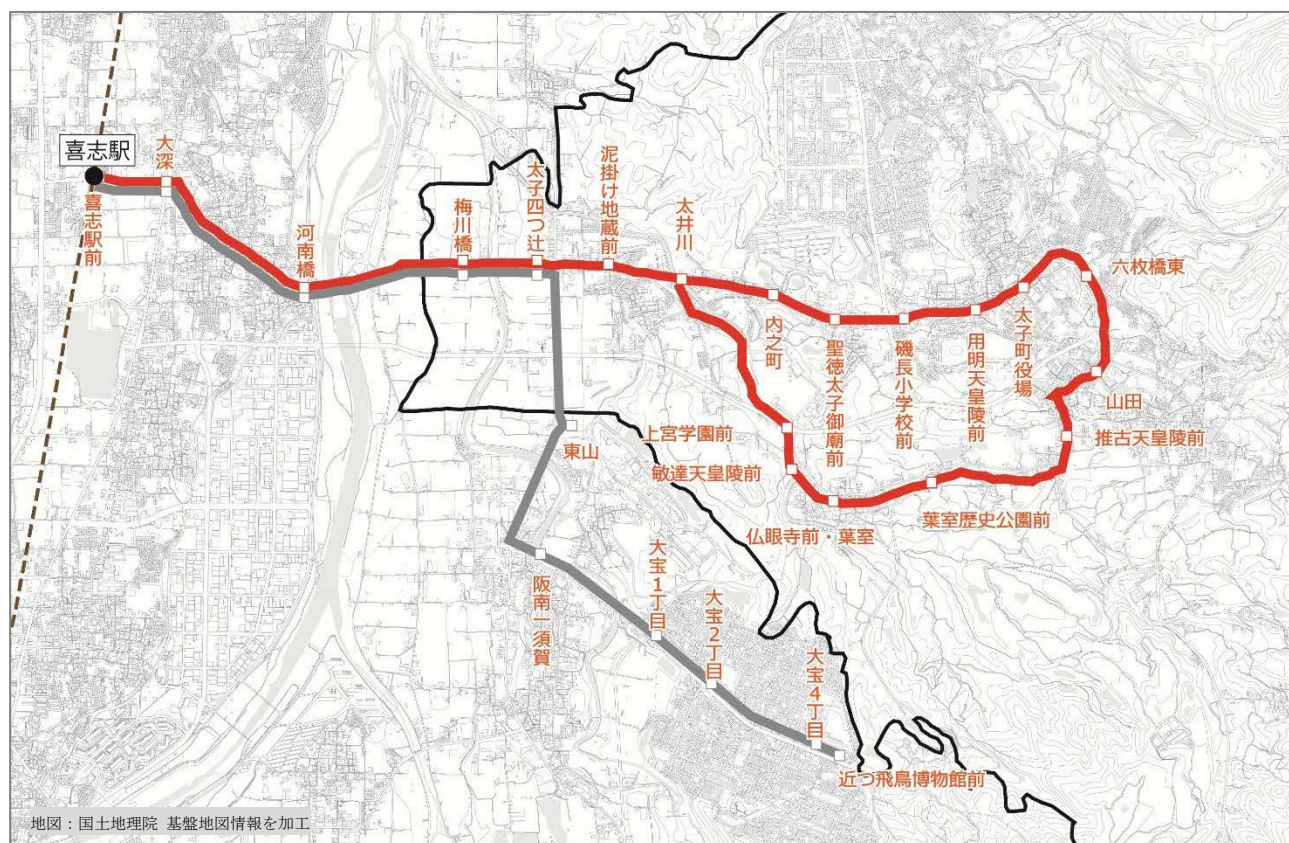
令和7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	特 例 措 置
太子町	近鉄バス	(1) 喜志循環線	6,244.5 千円	
	近鉄バス	(2) 喜志循環線 (太子町内運行分)	4,205.5 千円	
	近鉄バス	(3) 阪南線	4,551.0 千円	
	近鉄バス	(4) 阪南線 (太子町内運行分)	910.0 千円	
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計				

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付す。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

幹線系統路線図



喜志循環線

 阪南線

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	近鉄バス株式会社	令和7年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	3,495,496 千円	営業外収益	95,788 千円	経常収益(イ)	3,591,284 千円
	営業費用	4,087,068 千円	営業外費用	2,671 千円	経常費用(ロ)	4,089,739 千円
	営業損益	△ 591,572 千円	営業外損益	93,117 千円	経常損益	△ 498,455 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	6,698,968.0 km				経常収支率	87.81 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	3,183,682 千円	営業外収益	139,365 千円	経常収益(イ)	3,323,047 千円
	営業費用	3,984,480 千円	営業外費用	545 千円	経常費用(ロ)	3,985,025 千円
	営業損益	△ 800,798 千円	営業外損益	138,820 千円	経常損益	△ 661,978 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	6,863,799.9 km				経常収支率	83.39 %

基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,931,010 千円	営業外収益	245,130 千円	経常収益(イ)	3,176,140 千円
	営業費用	3,949,255 千円	営業外費用	6,722 千円	経常費用(ロ)	3,955,977 千円
	営業損益	△ 1,018,245 千円	営業外損益	238,408 千円	経常損益	△ 779,837 千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ'')	6,803,154.9 km				経常収支率	80.29 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) $\square'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経 常費用 (基準期間の前年度) $\square' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) $\square \div \text{ハ} = \text{c}$
京阪神	581円. 49銭	580円. 58銭	610円. 50銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 $(\text{a} + \text{b} + \text{c}) / 3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
京阪神	590円. 85銭	554円. 21銭	554円. 21銭	536円. 09銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

令和8年度、令和9年度については、令和7
年度事業から 土日・祝日の日数による運行
回数等の違いを除き、変更がないため省略

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画平均 乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブ ロック外 乗入部 分・同 一補助 ブロック都 道府県外 乗入部分 及び他路 線との競 合部分以 外のキロ 程の比率		
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ				オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル			ル÷チ	
京阪神	4		喜志 循環線	喜志駅	上宮学園前 内之町	喜志 駅	365 日	5,475 (15.0) 回	4.7	70.5 人	往 9.8km 復 0.0km	4.9km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	100.000%
	太子町		喜志 循環線	喜志駅	上宮学園前 内之町	喜志 駅	365 日	5,475 (15.0) 回	4.7	70.5 人	往 9.8km 復 0.0km	4.9km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 3.2km 復 0.0km	1.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	67.347%
	5		阪南線	喜志駅	河南橋 東山	喜志 駅	365 日	5,293 (14.5) 回	3.5	50.7 人	往 5.0km 復 5.0km	5.0km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	100.000%
	太子町		阪南線	喜志駅	河南橋 東山	喜志 駅	365 日	5,293 (14.5) 回	3.5	50.7 人	往 5.0km 復 5.0km	5.0km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 4.0km 復 4.0km	4.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	20.000%
合計			系統								#REF! #REF!	#REF!	往 . Km 復 . Km	. Km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	#REF! #REF!	#REF!	#REF!	#REF!		

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び同 一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 (チー(リ+ヌ)) ÷チ=ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	(d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ=タ	補助対象経 費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのう ちいずれか 少ないほう の額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=f				
京阪神	4		100.000%	53,655.0 km	29,736,137 円	#DIV/0!	円		#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	16,354,876 円	13,381,261 円	13,381,261 円	13,381,261 円
	太子町		67.347%	36,135.0 km	20,026,378 円	#DIV/0!	円		#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	11,014,508 円	9,011,870 円	9,011,870 円	9,011,870 円
	5		100.000%	52,925.0 km	29,331,564 円	#DIV/0!	円		#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	16,132,361 円	13,199,203 円	13,199,203 円	13,199,203 円
	太子町		20.000%	10,585.0 km	5,866,312 円	#DIV/0!	円		#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	3,226,472 円	2,639,840 円	2,639,840 円	2,639,840 円
合計				#REF! km	#REF! 円		#REF! 円	#REF! km		#REF! 円	#REF! km		#REF! 円	#REF! km		#REF! 円	#REF! 円	#REF! 円	#REF! 円

補助 ブ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一 補助ブロック都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から 国庫補助額 を控除した額	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
			ソ×ラ=ツ	ソ×ラ' =ツ'	ツ×みなし運 行回数÷①計 画運行回数= 本	ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワ-ヨ=ム	ム-ラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
京阪神	4		13,381,261 円	13,381,261 円	12,489,176 円	12,489 千円	6,244.5 千円	15,347,180 円	9,102,680 円	0 円	0 %	契約に基づき負担		0 円	0 %	0 円	0 %		
	太子町		9,011,870 円	9,011,870 円	8,411,078 円	8,411 千円	4,205.5 千円	10,335,856 円	6,130,356 円	0 円	0 %	契約に基づき負担		0 円	0 %	0 円	0 %		
	5		13,199,203 円	13,199,203 円	9,102,898 円	9,102 千円	4,551.0 千円	15,138,375 円	10,587,375 円	0 円	0 %	契約に基づき負担		0 円	0 %	0 円	0 %		
	太子町		2,639,840 円	2,639,840 円	1,820,579 円	1,820 千円	910.0 千円	3,027,675 円	2,117,675 円	0 円	0 %	契約に基づき負担		0 円	0 %	0 円	0 %		
合計			#REF! 円	#REF! 円	#REF! 円	#REF! 千円	#REF! 千円	#REF!	#REF! 円	0 円	%	#REF! 円	%	0 円	%	#REF!	%		

(1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、（ホ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ホ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。

また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

様式第1－5(日本工業規格A列4番)

本省提出用(電子版)

事業者名	近鉄バス株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 乗合営業課	(責任者役職・氏名) 永井 真子
補助金担当部門	(担当部門の名称) 乗合営業課	(責任者役職・氏名) 永井 真子

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和7年度)

実態調査日																				日々の運賃箱データと令和5年の定期利用調査による			
運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益				1系統当り 経常費用 (円)	平均乗車密度算定			輸 送 量 (A) × (G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備 考	
申請 番号	運 行 系統名	起 点	主 な 経由地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率 × 日数+の平均賃率 × 日数		平均賃率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B) (C) × (F) (G)					
															総適用日数								
															1		北野田線	北野田駅前	多治井				北野田駅前
2	北野田線	北野田駅前	平尾	さつき野東	5.8	33.5	160,182	4.1	656,746.2	32,379,140.0	144,168.0	4,858,462	2,061,602	39,299,204	88,014,564	106.90 × (1-10/110) × 365 365		97.18	2.3	77.0	有	無	
3	北野田線	富田林駅前	平尾	北野田駅前	8.4	18.1	151,774	4.7	713,337.8	31,618,046.0	113,353.8	3,820,023	1,620,959	37,059,028	69,202,495	77.95 × (1-10/110) × 365 365		70.86	3.9	70.5	有	無	
4	喜志循環線	喜志駅	上宮学園 内之町	喜志駅	9.8	15.0				13,779,436.0	53,655.0	1,808,174	767,267	16,354,876	32,756,378	59.09 × (1-10/110) × 365 365		53.71	4.7	70.5	有	無	
5	阪南線	富田林駅	河南橋 東山	近つ飛鳥博物館	5.0	14.5				13,591,961.0	52,925.0	1,783,573	756,828	16,132,361	32,310,713	78.63 × (1-10/110) × 365 365		71.48	3.5	50.7	有	無	
6	さくら坂循環線	富田林駅	山中田 河南町役場 さくら坂4丁目	富田林駅	15.8	10.0				14,810,550.0	57,670.0	1,943,479	824,681	17,578,710	35,207,535	51.09 × (1-10/110) × 365 365		46.44	5.5	55.0	有	無	
合計					58.4		385,073		1,589,435.0	118,386,609	501,195.8	16,890,299	7,167,099	142,444,007	305,980,036								

[記載要領]

1. この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1－5の添付を省略することができる。)
なお、様式1－8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。

2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。

3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。

4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。

6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。

7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。

8. 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

9. 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。

10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。

11. 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

12. 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

(注)上記、記載要領中3.以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度を追加して読み替えるものとし、2.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度を追加して読み替えるものとする。